

LEC 社会保険労務士講座／テキスト・レジュメ訂正情報

かば流 2 段階で 5 択攻略アカデミー 問題冊子／解説冊子

(2023 年 札幌道場 主要 6 科目限定！かば流 2 段階で 5 択攻略アカデミー 使用教材)

(2023/05/10 現在)

「2023 年 札幌道場 主要 6 科目限定！かば流 2 段階で 5 択攻略アカデミー」で使用する問題冊子／解説冊子におきまして以下の訂正がございます。大変おそれいりますが、教材の訂正をお願いいたします。

※科目名の後の英数字は教材を区別するためのコードです。コードは表紙のバーコード下に記載してあります。

・ 2023/05/10 更新分… p.1

【2023/05/10 更新分】**【労災】問題(RL23123)**

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
訂正	P16 〔問 19〕 ウ肢 2行目・4行目	下記に差し替え（※下線部が訂正部分）

ウ 労災就学援護費の額は、支給される者と生計を同じくしている在学者等である子が、高等学校に在学する者である場合は対象者1人につき月額1万9千円、(ただし通信による教育を行う課程に在学する者である場合にあつては対象者1人につき月額1万6千円)とされている。

【厚年】問題(RL23131)

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
訂正	P14 〔問 16〕 D肢 4～5 行目	下記に差し替え（※下線部が訂正部分）

D 63歳の被保険者の死亡により、その配偶者(老齢厚生年金の受給権を有し、65歳に達している者とする。)が遺族厚生年金を受給したときの遺族厚生年金の額は、死亡した被保険者の被保険者期間を基礎として計算した老齢厚生年金の額の4分の3に相当する額、又は、当該額に3分の2を乗じて得た額と当該遺族厚生年金の受給権者の有する老齢厚生年金の額(加給年金額を除く)に2分の1を乗じて得た額を合算した額とのうち、いずれか多い額とする。

以上